（別紙３）

純資産の額が一定の額以上であることその他の
経済産業省令で定める要件を備えているものであること
（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第13条第４項の金融支援を受けようとするもの）

１　直前の決算における以下要件への充足状況

①　資産超過であるか

純資産合計額＝　　円　＞　０

②　EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であるか

EBITDA有利子負債倍率＝　　倍　≦　10 〔計算式〕（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費） 借入金・社債（　　）円　―　現預金（　　）円 営業利益（　　）円　＋　減価償却費（　　）円

（記載要領）

１　勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

２　②については「営業利益＋減価償却費」は「０」（ゼロ）を超えていることが必要です。
「借入金・社債－現預金」は「０」（ゼロ）以下でも対象となります。
なお、減価償却費は、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めず記載してください。

（留意事項）

・本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

様式第９

認定書

番　　号
年　　月　　日

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名　　殿

都道府県知事　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）の下記の規定による　　年　　月　　日付けの別添の認定の申請については、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第１項の認定をします。

記

申請の種別と認定をした者の氏名について

申請の種別	□施行規則第７条第１項の規定による申請（金融支援） □施行規則第７条第１項の規定による申請（特例株式会社） □施行規則第７条第２項の規定による申請（第一種特別贈与認定中小企業者） □施行規則第７条第３項の規定による申請（第一種特別相続認定中小企業者） □施行規則第７条第６項の規定による申請（第一種特例贈与認定中小企業者） □施行規則第７条第７項の規定による申請（第一種特例相続認定中小企業者） □施行規則第７条第10項の規定による申請（第一種贈与認定個人事業者） □施行規則第７条第11項の規定による申請（第一種相続認定個人事業者）	□施行規則第７条第４項の規定による申請（第二種特別贈与認定中小企業者） □施行規則第７条第５項の規定による申請（第二種特別相続認定中小企業者） □施行規則第７条第８項の規定による申請（第二種特例贈与認定中小企業者） □施行規則第７条第９項の規定による申請（第二種特例相続認定中小企業者） □施行規則第７条第12項の規定による申請（第二種贈与認定個人事業者） □施行規則第７条第13項の規定による申請（第二種相続認定個人事業者）
認定をした　□贈与者　□被相続人　の氏名		
認定をした　□受贈者　□相続人　の氏名		